

教職大学院等評価基準（改正案）に対する意見募集の結果について

教職大学院評価基準及び学校教育系専門職大学院評価基準の改正に際しましては、貴重なご意見をお寄せいただき、まことにありがとうございました。

意見募集期間	平成26年2月4日～平成26年2月27日
意見提出者数	4大学
意見件数	16件

No.	基準等	意見	対応
1	総則	「1 評価の目的」の2行目に「(以下「認証評価」という。)」と記載されているが、当該箇所以降に「認証評価」の語句は用いられていないため、この文言は削除してはどうか。	(対応) 以下「 <u>認証評価</u> 」という。)を削除する。 (理由) 意見のとおり。
2	総則	新旧対照表P1の学校教育法の条項や省令番号の削除について、改正理由に「学校教育法の条項や省令番号については、記載がなくても明確なものであることから削除した。」とあるが、評価基準は受審機関のみならず、社会一般に広く公表されていることから、一般の人々にも分かり易くあるべきであり、改正理由をもってあえて削除する必要はないのではないかと考える。	(対応) 次のとおり修正する。 ・・・ <u>学校教育法第109条第4項</u> に規定する大学評価基準として定めるものである。 評価基準は、「 <u>専門職大学院設置基準</u> 」(平成15年文部科学省令第16号)及び「 <u>専門職大学院に関し必要な事項について定める件</u> 」(平成15年文部科学省令第53号)・・・ (理由) 意見のとおり。
3	総則	「4 評価基準の基本的な考え方」の3行目に「専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準である」とあるが、専門職大学院設置基準第1条第2項は「専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする」とされており、正確な引用となっていないため、修正してはどうか。	(対応) 次のとおり修正する。 ・・・「 <u>専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。</u> 」・・・ (理由) 意見のとおり。

4	基準2-2	<p>基準2-2で示されている「教育理念及び目的」は、基準1-1の「理念・目的」と共通の意味を持つものと思われる。ただし、理念や目的に照らして行うのは入学後の教育であって、一般的に入学選抜は「入学受入方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき実施するのではないかと。ついては、「教育理念及び目的に照らして、」を「入学受入方針に基づき、」へ修正してはどうか。</p>	<p>(対応) 次のとおり修正する。 基準2-2：レベルI ○ <u>入学受入方針に基づき</u>、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。 (理由) 意見のとおり。</p>
5	基準領域3 「教育の課程と方法」	<p>現行の教職大学院の教育課程を見ると、各授業内容は適切であっても各授業がコンパートメント化しており、全体として機能していない大学が多い。大学教員側から見ると体系的に見えるが、実際に受講する側からは繋がっていない。各授業が繋がってこそ、教育効果が見られるが、この点に関して評価機構の基準では見抜くことができない。コアカリキュラム等を積極的に評価すべき基準を設けるべきである。</p>	<p>(対応) 改正案のままとする。 (理由) 体系的な教育課程編成の重要性は認識している。基準3-1において「体系的な教育課程が編成されているか。」で示している。</p>
6	「基準領域3」 3-1 「理論的教育と実践的教育の融合」 3-1-1(2) 「理論と実践を往還する」	<p>理論と実践の「往還」と「融合」のばらつき問題 ・「基準領域3」 3-1 「理論的教育と実践的教育の融合」 3-1-1(2)「理論と実践を往還する」 *理論的教育⇔理論、実践的教育⇔実践 *融合⇔往還 言葉を統一した方が、よろしいかと思えます。 「融合」はディプロマポリシーを示し、「往還」はカリキュラムポリシーを表しています。 「往還・融合」がよいと考えます。</p>	<p>(対応) 改正案のままとする。 (理由) 基本的な観点3-1-1(2)の往還は、「探求する省察力」にかかっており、改正案のとおりとする。</p>

7	基本的な観点 3-1-1 (3)	改正案では、「共通に開設すべき授業科目の領域について、…」とあり、現行の5領域に係る説明を省略することとしている。しかし、改正案の表記のみとした場合、教職大学院関係者以外にとっては、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第8条に規定された、各教職大学院において共通的に開設すべき授業科目の領域に関する観点であることが理解できないのではないかと。	(対応) 次のとおり修正する。 基本的な観点3-1-1 (3) 「 <u>専門職大学院に関し必要な事項について定める件</u> 」(平成15年文部科学省令第53号)第8条に規定する共通に開設すべき授業科目の <u>5領域</u> について、・・・ (理由) 意見のとおり。
8	基本的な観点 3-3-1	「教職大学院にふさわしい実習が設定されているか。」とあるが、基準3-3では、「教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。」とあり、適切な指導がなされていることも求めている。当該基本的な観点では、(1)～(9)の具体的な内容が示されており、その中で「適切な指導」に対応する事項が含まれていることから、基準の文言のとおり修正するか、又は、一文を削除することとしてはどうか。	(対応) 次のとおり修正する。 基本的な観点3-3-1 「 <u>教職大学院にふさわしい実習が設定されているか。</u> 」を削除する。 関連して、統一的に、 基本的な観点3-1-1 「 <u>教育課程が、次に掲げるような事項を踏まえ、体系的に編成されているか。</u> 」を削除する。 (理由) 意見の趣旨を踏まえ修正した。
9	基本的な観点 3-4-1 (1)	二文目に「学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。」とあるが、「等」が指し示す内容が明確ではないのではないかと。一文目にある「単位の実質化への配慮」の一環であるならば、(1)全体を修正し、「履修科目の登録の上限設定等の取組、学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等、単位の実質化への配慮がなされているか。」としてはどうか。	(対応) 次のとおり修正する。 基本的な観点3-4-1 (1) 履修科目の登録の上限設定等の取組や学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等、 <u>単位の実質化への配慮がなされているか。</u> (理由) 意見の趣旨を踏まえ修正した。

10	<p>基本的な観点 3 - 4 - 1 (5)、 5 - 1 - 4</p>	<p>当該2か所のみ、「学修」と記載されているが、「学習」との違いを明らかにする必要があると考える。特に、基本的な観点5-1-3で「(略)への学習支援、生活支援等が(略)」とある一方、基本的な観点5-1-4で「学生への適切な学修支援が(略)」とあるため、同一基準の中での「学習」と「学修」の使い分けの意図を明らかにすべきである。</p>	<p>(対応) 次のとおり修正する。そのほかは改正案のままとする。 基本的な観点3-4-1(5) ・・・<u>学習</u>プロセスを把握し、・・・ 基本的な観点5-1-4 学生への適切な<u>学習</u>支援が行われているか。・・・ (理由) 今回の改正では、教育の成果から学習の成果にしたことに伴い、「学習」に統一することとした。</p>
11	<p>基準領域4</p>	<p>「学習」か「学修」かの問題 ・大学院は、小中学生の学びと違って、「学修」の方が妥当だと思います 3-2-1(4) 基準領域4:「学習成果と課題」→「学修成果と課題」 4-1-1~4-1-4, 4-2-1 「学習」→「学修」</p>	<p>(対応) 改正案のままとする。 (理由) 10の理由に同じ。</p>
12	<p>基本的な観点 5-2-1</p>	<p>2頁「評価規準の基本的な考え方」において、前回も「レベルⅡ」は「(B)」としてありましたが、具体的などころにおけると「長所として特記すべき事項」との区分がはっきりしなくなってくるところがあるのではないかと。それと関連して、基準領域5「学生への支援体制」の5-2-1(レベルⅡ)経済的支援に関して、「特に教職大学院独自に整備されているか」の明記は大きな変更点であるが、単科大と総合大学等、各教職大学院によってその置かれた事情や条件が違っているので、実現の困難度も異なってくる。 レベルⅡは適格認定の必要条件とはなっていないが、充実度を示す評価であり、しかも公表されとなると、ここに加筆するものというよりも、各教職大学院において「長所として特記すべき事項」として記述されるものではないかと。</p>	<p>(対応) 改正案のままとする。 (理由) 「長所として特記すべき事項」は、教職大学院等の特色になっていて、基準や基本的な観点に当てはまらない事柄や収まりきらない事柄を記入することとしている。 第1サイクルの自己評価で、大学全体の取組を記述している大学が大多数を占めていた。今回レベルⅠ(A)からレベルⅡとし、教職大学院独自の取組が整備されている場合には、当該教職大学院の特徴として扱うこととし、取組を積極的に取り上げていこうとするものである。</p>

		<p>なお、この変更点については、「改正の理由」において、「経済支援について、全学的な支援体制に加え、教職大学院独自の取組を重視した評価を行うことを明確にするため、適切な表現に修正した」とされている。しかし、どのような理由から「教職大学院独自の取組を重視した評価を行う」こととしたのかは明確に示されていないため、変更することとした意図について説明願いたい。</p>	
13	<p>基準領域6 「教員組織」</p>	<p>教職大学院の運営に関しては教員のFDが不可欠である。しかも年に一度二度行われるお祭りのFDでは機能しない。教員間の協働や協働研究を促す基準が必要である。設置されて間もない教職大学院では、教職大学院間の協働連携による改善が有効である。このような大学間連携協働を促すような評価の観点が必要であるように思う。各大学が特色を活かすことは大賛成だが、実際にはかなりの内容的な格差があるように思われる。今後、教職大学院として一括評価されることが増えるだろうからなおさら必要になるように思われる。</p>	<p>(対応) 改正案のままとする。 (理由) FDについては、基準9-2で扱うこととし、FDの重要性に鑑み、今回の改正ではレベルII(B)からレベルIの基準としている。</p>
14	<p>基準6-3</p>	<p>「研究活動が組織的に取り組まれていること。」の「組織的」については、「改正の理由」において、「個人の研究ではなく、教職大学院として組織的な研究を重視した評価を行うということを明確にするため、適切な表現に修正した」とされている。しかし、どのような理由から「組織的な研究を重視した評価を行う」こととしたのかは明確に示されておらず、その意図は推察できない。明確な理由とともに、「組織的な研究」がどのような取組を想定しているのか説明願いたい。</p>	<p>(対応) 改正案のままとする。 (理由) 研究活動については、個々の研究活動が基本となることは認識している。教職大学院等の認証評価では、個々の研究活動については、基礎データによる専任教員の教育・研究業績で把握できる。教職大学院等の教育活動に関連する組織的な研究活動が教職大学院全体の発展を促し、他の教職大学院の参考となるという考えである。なお、組織的とは、個人ではないということで、数人によるチームのものから学外者を含めた大きく捉えるものもあると考える。</p>

15	基準領域7 「施設・整備等の教育環境」	教職大学院では学校における実習が中核をなす。この学校における実習についての施設・整備等の教育環境について、環境整備を促す項目がなく、従来の大学内設備にのみ関心が行く基準になっている。	(対応) 改正案のままとする。 (理由) 実習に関連する施設・設備の充実については、基準3-3及び基準7-1で評価できると考える。
16	基本的な観点 8-1-3	同観点は、基準6-4からの移動により、複文構成になっている。ただ、一見すると、前文と後文は同一の内容であるとも考えられるため、それぞれが意図するところを明確にすべきである。特に、後文の「教育支援者」について、その定義を明確にしなければ、前文と後文で同一の内容を記述することになりかねない。	(対応) 改正案のままとする。 (理由) 教職大学院等の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制と教職大学院等の教育課程を実施するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者の役割は違うものと考え、基準6-4と基準8-1と分けたが、両者が同一の場合が多く、重複した記述となったことから、統合整理したものである。なお、教育支援者については、教員以外の者で、各教職大学院等の判断により、教育支援者として意味付けて配置したものとする。